**＜ 住民票注意事項について ＞**

1. 京都府に提出される住民票（写）は、市役所・町村役場で交付されたものをそのまま添付して下さい。これをコピーされたものは「住民票（写）のコピー」となり、受付出来ません。
2. 同じ申請者で複数の認定証の申請を同時にする場合、住民票（写）は１部で結構です。
3. 住民票の期限について

　　申請書の提出日より概ね半年以内に発行されたものを御提出下さい。

　　これより古い日付のものでは受付出来ません。

1. 住民票（写）は「世帯全員」（家族全員分の住民票）ではなく、申請をされる方のみの物を御提出下さい。